

# 太陽光発電装置の設置について

---

# 背景、現状及び方向性

## ◆背景

### 規制・制度改革に係る方針(H23/4/8閣議決定)

- ・太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。

## ◆現状

### ○施設箇所数

- ・太陽光発電を道路区域内に設置している箇所は全国で98箇所(直轄国道32箇所、高速道路66箇所)
- ・主な用途:道路照明、トンネル照明、道路情報板、トイレ照明、料金所照明等
- ・設置場所:SA・PA、道の駅、施設の屋根等

- 道路管理者が道路付属物として設置するケースに限定。占用許可物件の対象外。



道の駅「カモンパーク新湊」



道の駅「ゆふいん」

## ◆方向性

- ・再生可能エネルギー推進の観点から、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない範囲で占用を認めることとし、太陽光発電施設を占用許可対象とする。(道路法施行令改正にて対応)

- ・占用申請があった場合には、安全性や将来の利用、沿道環境や景観上問題がない場合に占用を認める。

※今後、占用主体の選定手法、道路の維持管理費を削減する手法等の検討を実施

# 太陽光発電装置設置に関する考え方

設置場所	具体的な候補場所	設置の可能性	設置の際に考慮すべき事項(安全性の視点)
I)既に、施設の設置を認めている場所	・広告塔 ・バス停上屋	○	-
II)道路構造や交通への支障がなく、比較的設置が容易な場所	・SA, PAの緑地帯、園地等 ・道の駅上屋、SA, PAの上屋、料金所上屋 ・換気塔の上屋	○	-
III)道路構造や交通への支障はないが、架台等の構造物が必要な場所	・SA, PA, IC法面(下方に支障がない場合に限定) ・盛土法面(下方に支障がない場合に限定)	○	※道路の維持、点検等への影響
IV)強固な架台や構造物の補強が必要となり、道路構造への支障が懸念される場所	・トンネル坑口の法面 ・一般的な盛土法面、切土法面	○	※道路構造への影響 ※道路の維持、点検等への影響
V)構造物に添架しないと設置できない場所	・道路照明、標識、道路情報板 ・歩道橋、橋脚、橋桁、高欄 ・遮音壁 ・トンネルルーバー	×	・構造物への影響により原則設置不可であるが、 一体構造の内蔵品であれば可能
VI)道路構造や交通に支障を及ぼす場所	・車道、路肩、停車帯、植樹帯、歩道	×	-

凡例) ○:安全性の視点から設置の可能性がある場所    ×:安全性の視点から設置不可の場所

## ※【道路構造への影響、道路の維持・点検等への影響の確認】

### 【道路構造への影響の確認(法面の安定性)】

- ・太陽光パネルが設置された後に荷重が追加されるため、仮に法面を補強する場合でも、法面全体としての安定性が十分か確認すべきである。
  - 地震時、台風等の暴風時、降雪時における太陽光パネルの挙動や、法面に与える荷重
  - 太陽光パネルから流下する雨水が法面の一部に集中しないこと
  - 法面に対して、雨水による浸食のおそれがないこと

### 【道路の維持、点検等への影響の確認】

- ・法面は通常時において、亀裂、崩落の有無を定期的に点検・確認する際に支障がないこと

### 【災害時の対応への影響の確認】

- ・太陽光パネルを設置した法面で崩落が発生した場合に、復旧の妨げとならないよう、災害時の撤去について事前の承諾を得ること